

●流山市子育て応援マンション認定制度要領第 2 条に係る評価書

- (1) マンション開発に合わせて、第 3 条に規定する子育て支援施設が設置されていること。

小規模保育事業所、キッズルームを設置している。

- (2) 分譲マンションの全住戸の専有面積が 60 ㎡以上であり、かつ全住戸のうち 10 分の 9 以上の住戸において、住戸専用面積が 70 ㎡以上であること。

平成 28 年 4 月 1 日時点で、建築工事完了済みのマンションに該当するため、この要件は適用しないが、当該マンションについては 70 ㎡が住戸専用面積の最小値となる。

- (3) 建築基準法の第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物であること。

耐火建築物に該当する。

- (4) 階数が 2 以上の共同住宅の場合は、窓付きのエレベーターを設置していること。

全棟にエレベーターが設置されている。また窓付きのエレベーターを設置している。

- (5) 子どもが共用部分にある危険な場所に近寄れないようにするため、侵入を防止するフェンス等を設置していること。

2 階以上の共用廊下・階段において 120cm 以上の転落防止フェンス等を設置している。また発電施設等の危険施設周辺についても、侵入防止柵を設置している。

- (6) オートロック機能のある共有玄関を設置していること。

北側・南側の共有玄関ともにオートロック機能を有している。また駐車場との敷地境界部分にもオートロック自動ドアを設置している。

- (7) 子どもでも操作しやすくするため、同じ場所に設置されている 1 基以上のエレベーターは、乗車ボタンおよびかご内の操作盤を床面から概ね 1m の高さに設置していること。

各エレベーターのかご内の操作盤は、床面から約 90cm の高さにある。また乗車ボタンについては、各エレベーターホールに床面から約 90cm の高さに車椅子用の操作盤がある。

- (8) マンション敷地内の廊下等の通路の幅が、90cm 以上確保されていること。

廊下等の通路の幅については、最低 110cm 以上確保されている。

- (9) 住戸の入口前または玄関内に、ベビーカー等のためのスペースが確保されていること。

全タイプの住戸において、玄関前のスペースを確保している。

- (10) ベビーカー等がスムーズに移動できるよう、各住戸からエントランスを経て、敷地外へ至る動線および各住戸から駐車場までの動線には段差がないこと。またスロープ等を設置していること。

マンション敷地内の居住者の動線は、段差のない仕様となっている。